

国民年金からのお知らせ

保険料を納めることが難しい方は 保険料の免除制度があります

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請
手続によって保険料の納付が免除または猶予される制度があり、次の3種類があり
ます。

①免除(全額免除・一部納付)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が
一定額以下の場合に申請手続きするこ
とにより、保険料の納付が全額免除又
は半額納付などの一部納付となります。
なお、一部納付(一部免除)について
は、一部納付額が未納の場合、一部免
除も無効(未納と同じ)になります。
※1/4納付及び3/4納付は、平成
18年7月から実施しています。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者の前
年所得が一定額以下の場合に申請する
ことにより、保険料の納付が猶予され
ます。

③学生納付特例申請

学生の方で、本人の前年所得が一定
額以下の場合に申請することにより、
保険料の納付が猶予されます。

免除の対象となる所得のめやす(平成19年度)

	単身世帯	2人世帯 (夫婦のみ)	4人世帯 (夫婦、子2人(16歳未満))
全額免除	57万円	92万円	162万円
一部納付	4分の1納付	142万円	230万円
	半額納付	195万円	282万円
	4分の3納付	247万円	335万円

※2人世帯と4人世帯は夫婦のどちらかのみに所得がある場合です。
※若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は半額納付と同基準となります。
※退職者、震災・風水害などの被災者の方は所得に関係なく該当する場合があります。

年金を受けるための資格期間は
①～③の期間は老齢・障害・遺族基
礎年金の受給資格をみる場合に必要な
期間に算入されます。なお、一部納付
については、一部納付保険料を納付し
ている事が必要です。

老齢基礎年金額への算入は

- ①の期間にかかる老齢基礎年金の金
額は、保険料を全額納付した場合と比
較して次のとおりです。一部納付は、
納付すべき保険料を納付されなかった
場合は、年金額には算入されません。
- 全額免除の場合・・・3分の1
- 半額納付の場合・・・3分の2
- 1/4納付の場合・・・2分の1
- 3/4納付の場合・・・6分の5
- ②、③の期間については、受給資格
の必要な期間には算入されますが、老
齢基礎年金の額には算入されません。

将来満額の

老齢基礎年金を受け取るために

- ①～③の期間について10年以内であ
れば(平成19年4月分なら平成29年4月
まで)さかのぼって保険料を納める(追
納)ことができます。

保険料の追納は、原則として先に経
過した期間から行うこととされていま
す。また、保険料免除などの承認を受
けた期間の翌年度から起算して、3年
度目以降に保険料を追納する場合は、
当時の保険料額に経過期間に応じた加

算額が上乘せされますので、早めの追
納をおすすめします。
保険料を未納のまま放置すると

将来の老齢基礎年金を受け取ること
ができなくなったり、いざというとき
の障害基礎年金や遺族基礎年金を受け
取ることができない場合があります。
必ず保険料を納めるか、納めることが
難しい方は①～③の申請をしましょう。

年金記録のお問合せは

年金記録照会
専用フリーダイ
ヤル「ねんきん
あんしんダイヤ
ル」を開設して
います。

お電話では、
原則として、皆
様の基礎年金番
号や生年月日を
お尋ねし、後日、回答票を郵送さ
せていただきます。

0120-657830

(24時間、土日も対応)

※携帯電話、PHSからもご利用
いただけます。

申請・問合せ先

山梨社会保険事務局大月事務所
☎(22)5873

市民生活課 国民年金担当